

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第191号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月7日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R2. 5月に県に開示請求（〇〇神社）に関する書類全部（伺い、公開決定書含む書料 総務課）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月17日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、同年5月7日の公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分（同月12日付）を行った際の決裁文書と特定した上で、個人の氏名、住所及び電話番号が条例第8条第1号の非公開情報に該当するとして、当該情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類（現在直近の書類があるはず。戦前の書類があるのに定カンがないのは可笑しいので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

公文書公開請求において、令和2年5月に県に開示請求(〇〇神社)とあったため、確認を行ったところ、令和2年5月の〇〇神社に関する情報公開請求は、今回部分開示をおこなった1件のみであったことから、本件公文書と特定した。

特定された公文書の「請求者の住所、氏名及び電話番号」については、申請者個人に関する情報であって、当該情報を公開することにより、申請者の特定や、個人の権利利益を害することにつながる恐れがあるため、条例第8条第1号に該当すると判断し、該当する情報は非公開とし、その他の情報を公開した。

なお、審査請求人は、「戦前の書類があるのに定款がないのはおかしい」と主張しているが、令和2年5月に部分公開を行ったのは、公開文書中の同月12日付の公文書部分公開決定通知書のとおり、宗教法人規則のみである。また、定款は宗教法人法上定められておらず、保有もしていない。

第5 審査請求人の反論要旨

審査請求人から提出された反論書には、「「当該公文書を保有していない。」「昭和11年の県社指定に伴う関係書類は保有していない。」と記載。～省略。GHQによる実施機関は、公文書を保有しておらずと記載しているが～、現在、神社に、建て看板に「昭和11年の県社指定」と記載されている看板がある中で、御霊（ミタマ）として「印」とあると記載されているので、あるべき歴史的書類であると主張する。」と記載されている。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年3月31日	諮問
令和7年4月23日 第1部会（第22回）	審議
同年 5月28日 第1部会（第23回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和2年5月7日の公文書公開請求に対する公文書部分公開決定処分（同月12日付）を総務課が行った際の決裁文書の公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は審査請求書において、公開文書中の宗教法人〇〇神社規則とは別に、現在直近の書類があるはずであり、定款を公開す

べき旨を主張している。

しかし、会社や一般社団法人等の定款に相当するものは、宗教法人では規則であること、及び令和2年5月12日付で部分公開決定された公文書中の宗教法人〇〇神社規則は、現行の規則であることから、それ以外に当該処分において公開すべき公文書があったとは考えられない。

したがって、本件処分において実施機関が特定した公文書に特段の不足はなく、実施機関の行った公文書の特定は、妥当なものと認められる。

2 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、当該非公開としたことについての実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	